

市内初開催!

市民後見人養成研修の受講生募集

問(特非)尾張東部権利擁護支援センター あすライツ ☎75-5008(平日9:00~17:00)

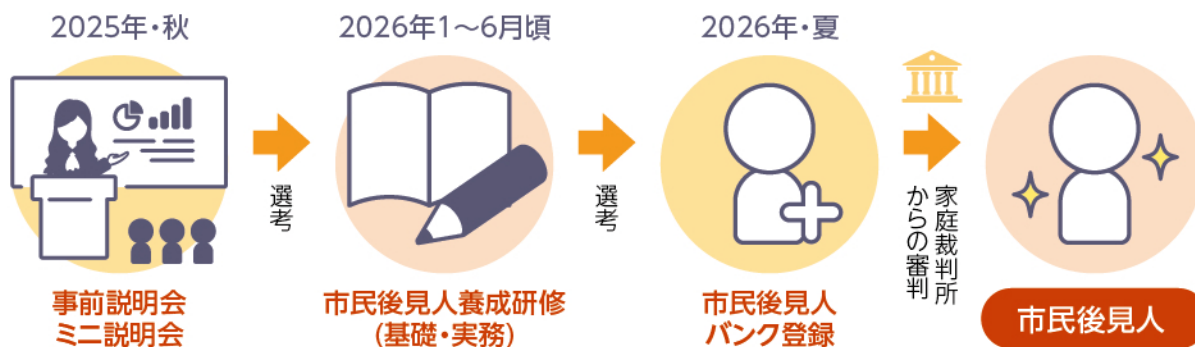
2026年1月から市民後見人養成研修会を開催します。成年後見制度や地域福祉に関心がある人、まずは説明会に参加してみませんか?



市民後見人とは?

市民後見人とは、親族でも専門職でもない市民の中で、家庭裁判所の審判により後見人等として選ばれた人のことです。本人の意思を尊重しながら、認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用契約や財産管理などを行います。

市民後見人は同じ地域に住む身近な存在として、誰もがその人らしく安心して生活し続けるために、寄り添った支援ができると期待されています。市民後見人になるには、事前説明会またはミニ説明会への参加が必須です。



事前説明会

事前
申込要

- 時 9月3日(水)13:30~16:00
場 福祉の家 集会室
内 (1)特別講演
講師 瀧誠 たきまこと 愛知淑徳大学福祉貢献学部
学部長
(2)市民後見人養成研修についての説明
(3)パネルディスカッション

ミニ説明会

※説明のみで講演はありません。

事前
申込要

- 時 ①8月22日(金)
②9月17日(水)
③9月26日(金)
13:30~15:30
場 ①尾張旭市中央公民館 102会議室
②瀬戸市やすらぎ会館2階 視聴覚室
③日進市民会館2階 会議室

申込方法

*事前説明会・ミニ説明会ともに事前申込要。
参加希望日、氏名、年代、住所、電話番号をあすライツに
電話(75-5008)または二次元コードから申込。



申込は
こちら